

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定によつて、次のように肥料の登録の有効期間を更新した。

令和七年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期
広島県第 一一五五号	蒸製骨粉	HK蒸製 骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	広島化製企業組合 広島県広島市西区福島町二丁目二三番三号	令和二年 八月三日
広島県第 一一五六号	肉骨粉	HK混合 肉骨粉	窒素全量 六・〇 りん酸全量 五・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	広島化製企業組合 広島県広島市西区福島町二丁目二三番三号	令和二年 八月三日
広島県第 一一五七号	炭酸カルシウム肥料	55％肥 料用炭酸 苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	渡辺石灰株式会社 広島県府中市上 下町小堀九〇五 番地の四	令和二年 九月二〇日
広島県第 一一九八号	副産石灰 肥料	カキ副産 石灰	アルカリ分 四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	ナイガイグリーン株式会社 広島県広島市西区草津港二丁目七番一号	令和二年 一〇月二二 日
広島県第 一一九九号	副産石灰 肥料	粒状けい 酸入りカ キ副産石 灰46号	アルカリ分 四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三一号	令和二年 一二月二日